

# 労働法ニュースレター

弁護士法人高田総合法律事務所

2019/05/14

VOL. 5

**「取締役だったのだから、退職した後に競業はしないと約束してもらおう！！  
そして、もし競業する事業をした場合には、退職金は返してもらおう！！」**

「取締役を退任する際に交わした同意書に書いてある、秘密保持の内容と競業禁止の内容について、同意書を裁判所はどのように解釈するのか」

## 1 はじめに

今回紹介する裁判例では、取締役の地位にあった者が、退職するにあたって、本件確認書という内容の書面を会社に差し入れ、退職後に競業禁止義務や秘密保持義務に違反したら退職金を返還するという約束で退職金2947万円を受け取った。

しかし、その後、営業上の秘密を外部に漏えいした、競業行為を行った、競業会社の取締役に就任した等として退職金の返還を求められた事案です。

この事案においては、元取締役の行為が、秘密保持義務違反や競業禁止義務違反になるようなものではないということで請求が退けられています。ただし、この事案において原告である会社が、元取締役のした行為について追及した内容が、例えば、「平成4年ころから（中略）神栄株

式会社の紹介により、台湾への進出を試みました」との情報、原告の営業上の秘密情報である。更に、平成4年当時、原告が、国内需要に関し、将来ゴミの分別の整備が進めば大きく低下すると予測したこと及び海外への輸出に関心を持っていたことはいずれも原告の営業上の秘密情報である」等と秘密情報を広くとらえたものであったり、あまり一般的なものではないことから、こういう場合はこういう結論になるのかといういわゆる事例判断として参考にするというより、以下で紹介するように、「秘密保持義務の内容についての解釈」と「競業禁止義務の内容についての解釈」について述べた部分が参考になると思います。

誤解をおそれずに要約すれば、退職時に書面を書いてもらえば、「秘密保持義務の内容」としては、不正競争防

止法上の秘密情報より広く秘密保持義務を課することができるが、企業秘密の不正利用の防止という目的に照らし、退職金の返還義務を発生させることとして保護するに値するような情報についての秘密保持義務には限定されるということ。

また、「競業禁止義務の内容」としては、退職時に書いた書面の記載上は、何らの限定なく競業とだけ書かれていたとしても、競業禁止義務を負う地域が限定されていないこと、競業禁止期間が5年間と長期間に及んでいるなどの事情の下では、ここでいう競業の内容としては、原告において知り得た知識・経験等を利用するなど、原告以外の企業の営利活動に従事することであると解するのが相当ということ。

## 2 裁判例の紹介

大阪地方裁判所平成 29 年 1 月 31 日判決

約定損害賠償金請求事件

### 【事案の概要】

原告（日本クリーンシステム株式会社というごみの収集機器の製造等を主な業務とする会社）が、元原告の取締役であった被告に対し、被告が原告を退職する際、原告の技術上又は営業上の情報を外部に漏えいしないこと、退職後 5 年は競業避止義務を遵守すること、原告の従業員に対して退職の勧誘や引抜き行為等を行わないこと、競業会社に就職したり、役員に就任しないことなどを誓約し、これに違反した場合は退職金（功労加算金を含む。）の返還及び同額の違約金を支払う旨の合意をしたが、被告が、原告の営業上の秘密を外部に漏えいした、競業行為を行った、競業会社の取締役に就任したなどとして、上記合意に基づき、合計 7074 万円の支払を求めた事案です。

### 【事件の経過】

第一審である大阪地方裁判所は、後に紹介するような解釈を示し、結論としては、この事案では、秘密保持義務違

反も競業避止義務違反もないとして、退職金の返還請求を認めませんでした。

### 【裁判例の判示の重要部分】

#### 秘密保持義務の内容についての解釈

「本件確認書において原告と被告は秘密を保持する旨の合意をしているところ、本件確認書の文言に照らせば、何が秘密情報に当たるかについて一定の特定はなされているといえる。また、個別合意に基づき企業秘密の不正利用を防止するに際しては、不正競争防止法とは無関係に、あるいは不正競争防止法の規定を上回るものとして定められるものであることからすれば、本件確認書が定める「秘密情報」が、不正競争防止法が定める「営業秘密」と全く同義であると解する必要はない。もっとも、本件確認書に定める秘密情報の保持義務違反に当たるとなれば退職金の返還義務が生じるという重大な結果が生じることからすれば、営業上あるいは技術上の情報であれば、いかなるものであっても「秘密情報」に当たると解することは相当ではなく、企業秘密の不正利用の防止という目的に照らし、退職金の返還義務を発生させることとして保護するに値するような情

報を指すと解するのが相当である。」

### 競業避止義務についての解釈

「原告と被告は本件確認書において競業避止義務を確認しているところ、被告が原告の取締役（平成 12 年 10 月 1 日頃からは専務取締役）という原告の機密に接し得る地位にあったこと、競業避止義務の期間が 5 年に限定されていること、退職金が 2947 万円と高額であり、590 万円の功労加算もなされていることなどに鑑みれば、競業避止義務を課すこと自体は合理的なものといえる。しかし、競業避止義務は、本来自由である退職後の職業選択について、使用者の経済的利益のために制限を加えるものであることに加えて、本件確認書において合意された競業避止義務の内容が、競業避止義務を負う地域が限定されていないこと、競業避止期間が 5 年間と長期間に及んでいること、本件確認書 3 条 1 項 5 号の文言なども併せ考慮すれば、本件確認書 3 条 1 項 5 号において想定されているのは、あらゆる活動を指すのではなく、原告において知り得た知識・経験等を利用するなど、原告以外の企業の営利活動に従事することであると解するのが相当である。」

### 3 裁判例から得られる大掴みな教訓

退職後、秘密保持義務違反や競業避止義務違反があった場合に、退職金の返還を約束する書面を書いてもらえば、基本的に退職金の返還を請求することができる。

しかし、秘密保持義務の範囲や競業避止義務の範囲について、広く網をかけようとしてもそこは限定的にしか有効とは認められない可能性が高い。

弁護士法人高田総合法律事務所

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-2-1 1 富士ビル赤坂2階

TEL:092-406-3000 FAX:092-406-3456